

第1編 総則

第1章 計画の方針

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、周防大島町防災会議が作成する計画であって、町の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び住民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、住民がその有する全機能を有効に発揮して、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、国の防災基本計画及び県の地域防災計画に基づき、本町の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、他の計画等で定める防災に関する部分はこの計画と矛盾し、または抵触するものであってはならない。
また、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触するものではない。
- 2 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。したがって、防災関係機関は関係のある事項について、毎年周防大島町防災会議が指定する期日までに計画の修正案を提出するものとする。
- 3 この計画は、町が実施責任を有するものであるため、平素から防災関係機関と協力、連携して研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、広報紙等により住民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努めるものとする。
- 4 計画の具体的実施にあたっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。
- 5 計画の用語

この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------------|--|
| (1) 災対法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| (2) 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| (3) 激甚法 | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
（昭和37年法律第150号） |
| (4) 町 | 周防大島町 |
| (5) 県 | 山口県 |
| (6) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関 | 災対法第2条第3号～第6号の規定によるそれぞれの機関 |
| (7) 町防災計画 | 周防大島町地域防災計画 |
| (8) 県防災計画 | 山口県地域防災計画 |
| (9) 防災業務計画 | 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災基本計画に基づき作 |

第3節 計画の前提となる災害

1 自然災害

暴風、竜巻、豪雨、地すべり、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、豪雪、その他異常な自然現象（地震、津波を除く）

2 事故災害

大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、海上災害、航空災害、陸上交通災害、産業災害その他の大規模な人為的事故

第4節 防災に関する組織及び実施責任

1 周防大島町

周防大島町防災会議は、町長を会長として災対法第16条第6項に規定する機関の長等を委員として組織されるもので、町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

(1) 会長

周防大島町長

(2) 委員

- ア 指定地方行政機関の職員（町長任命）
- イ 県の知事の部内の職員（町長任命）
- ウ 柳井警察署長（町長任命）
- エ 町長の部内の職員（町長任命）
- オ 町教育委員会教育長
- カ 柳井地区広域消防組合消防長
- キ 町消防団長
- ク 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員（町長任命）
- ケ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者（町長任命）

(3) 専門委員

専門委員は、関係地方行政機関の職員、山口県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の役員または職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

2 実施責任

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市町を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、

指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務または業務を援助し、かつ、活動の総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して、県及び町の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び住民・事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、町、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

住民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び住民・事業所のとるべき措置

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が防災に関して処理する業務及び住民・事業所のとるべき措置は、概ね次のとおりである。

第1項 周防大島町

機 関 の 名 称	事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
周防大島町	1 町防災会議に関する事。 2 住民に対する防災思想の普及啓発及び訓練の実施に関する事。 3 防災に関する物資及び資機材の備蓄整備及び供給に関する事。 4 防災に関する施設または設備の整備に関する事。 5 町が管理する建築物、土木施設の災害予防に関する事。 6 防災に関する情報通信・伝達体制の整備及び管理運営に関する事。 7 住民への気象情報、災害情報の伝達に関する事。 8 被害情報の収集及び県、防災関係機関への伝達及び報告に関する事。 9 消防、水防その他の応急措置に関する事。 10 避難の勧告または指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事。 11 被災者の救助及び救護措置に関する事。 12 保健衛生、文教、治安対策に関する事。 13 施設設備の応急復旧に関する事。 14 緊急輸送の確保に関する事。 15 関係団体、防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関する事。 16 地域内の公共的団体及び住民等を対象にした自主防災組織の育成指導に関する事。 17 その他災害発生の防御または拡大の防止のための措置に関する事。

機 関 の 名 称	事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
	18 災害広報に関すること。 19 ボランティアの活動支援に関すること。 20 義援金品の受入れ・配分に関すること。 21 沿岸漂着油の防除措置に関すること。

第2項 指定地方行政機関

機関の名称	事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
中国管区警察局	1 管区内各警察の調整及び応援派遣に関すること。 2 他管区警察局との連携に関すること。 3 関係機関との協力に関すること。 4 情報の収集及び連絡に関すること。 5 警察通信の運用に関すること。
中国財務局 (山口財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資等に関すること。 2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立合に関すること。 3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること。 4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸付等に関すること。
中国四国厚生局	独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整(災害時における医療の提供)
中国四国農政局 (山口支局)	1 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関すること。 2 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設の防護に関すること。 3 自ら管理又は運営する施設設備の整備に関すること。 4 農林関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 5 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。 6 営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握に関すること。 7 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設について災害復旧計画の樹立に関すること。 8 被災農林漁業者に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく経営資金等、株式会社日本政策金融公庫の資金等の融資に関すること。 9 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。 10 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。
近畿中国森林管理局 (山口森林管理事務所 岩国農林事務所森林部)	1 国有保安林、治山施設、保安施設等の整備及び管理に関すること。 2 国有林における予防治山施設による災害予防に関すること。 3 国有林における荒廃地の復旧に関すること。 4 災害対策用復旧用資材の供給に関すること。 5 森林火災防止対策に関すること。
中国経済産業局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 電気、ガスの供給の確保に必要な指導に関すること。 3 被災地域において必要とされる災害応急対応物資(生活必需品、災害復旧資材)の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導に関すること。 4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置に関すること。

機関の名称	事務 または 業務 の 大 綱
中国四国産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 火薬類・高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設・電気施設・ガス施設等の保安の確保に必要な監督指導に関する事 3 鉱山における危害及び鉱害の防止の監督指導に関する事 4 鉱山施設の保全の監督指導に関する事
中国運輸局 (山口運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事 2 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関する事 3 災害時における輸送用船舶・車両のあわせん、確保に関する事 4 船舶・港湾荷役施設等の安全確保に関する事 5 船舶の安全性及び安全な運航の確保に関する事
大阪航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事 2 航空機事故の応急対策に関する事 3 指定地域上空の飛行規制とその周知に関する事
第六管区海上保安本部 (広島海上保安部 柳井海上保安署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関する事 2 航路標識の施設の保全に関する事 3 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関する事 4 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等の輸送の協力に関する事 5 警報等の伝達、避難の勧告及びその誘導に関する事 6 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関する事 7 災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等に関する事
福岡管区気象台 (下関地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2 気象業務に必要な観測体制の充実、及び予報、通信等の施設並びに設備の整備に関する事 3 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達に関する事 4 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関する事 5 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成への技術的な支援・協力に関する事 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、山口県や市町に対しての気象状況の推移やその予想の解説等に関する事 7 山口県や市町、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の電気通信の確保のための応急対策及び非常用通信の運用監督に関する事 2 災害時に備えての電気通信施設(有線施設及び無線施設)整備のための調整並びに電波の監理に関する事 3 非常通信協議会を通じての地方公共団体及び関係機関に対する非常通信の運用に関する指導及び協議に関する事 4 通信機器の供給の確保に関する事 5 災害対策用移動電源車の貸与に関する事
山口労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場等、事業場における安全衛生管理に関する事

機関の名称	事務または業務の大綱
	2 災害復旧事業実施に伴って発生が危惧される労働災害の防止の指導、監督に關 すること。 3 労働者災害補償保険の給付に關すること。 4 失業者の雇用確保、雇用保険の給付に關すること。 5 被災地の復興に必要な労務の確保に關すること。
中国地方整備局	1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に關すること。 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供に關すること。 3 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勧告、助言に關すること。 4 災害に關する情報の収集及び伝達に關すること。 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に關すること。 6 災害時における交通確保に關すること。 7 海洋汚染の防除に關すること。 8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣。 9 その他、緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切な応急措置の実施に關すること。
中国四国地方環境事務所	1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に關すること。 2 災害時における環境省本省との連絡調整に關すること。
中国四国防衛局	1 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整に關すること。 2 災害時における米軍部隊との連絡調整に關すること。

第3項 県

機関の名称	事務または業務の大綱
総務部	1 防災会議及び災害対策本部に關すること。 2 防災に關する組織の整備に關すること。 3 県民に対する防災思想の普及啓発及び訓練の実施に關すること。 4 災害対策の連絡調整に關すること。 5 自衛隊、他県消防の応援要請、防災関係機関との連絡調整に關すること。 6 市町の災害対策事務の指導連絡に關すること。 7 職員の非常動員、他県等への職員派遣要請に關すること。 8 庁舎等の防災及び復旧に關すること。 9 県税の減免及び徴収猶予等の措置に關すること。 10 防災情報の収集、伝達に關すること。 11 被害状況の全体把握及び国、関係機関への伝達・報告に關すること。 12 災害対策関係予算その他の財務に關すること
総合企画部	1 政府、国会等への要望に關すること。 2 放送要請、その他報道機関に關すること。 3 災害に關する広報及び広聴に關すること。 4 災害時の被災者に対する相談窓口の設置運営に關すること。 5 やまぐち情報スーパーネットワークの管理運用に關すること。 6 庁内情報システムの保安全管理に關すること。 7 外国人の安全確保等の情報提供に關すること。
産業戦略部	1 部の災害対策関連事務の処理に關すること。
環境生活部	1 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に關すること。

機関の名称	事務 または 業務 の 大 綱
	2 飲料水の確保に関する事。 3 ごみ、がれきの処理に関する事。 4 被災地における食品衛生、生活衛生に関する事。 5 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん（アスベスト）、特定物質、騒音・振動等による公害防止対策に関する事。 6 県民活動（ボランティア活動、NPO活動等）に関する事。
健康福祉部	1 災害救助実施関係課との連絡調整に関する事。 2 災害救助法の適用に関する事。 3 義援金品の受入れ・配分に関する事。 4 日赤救護班等救助活動に係る防災関係機関との連絡に関する事。 5 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関する事。 6 社会福祉施設の応急復旧に関する事。 7 災害救助基金に関する事。（生活必需品等の備蓄を含む。） 8 医療施設の保全に関する事。 9 医療、助産及び救護に関する事。 10 医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）、JMATやまぐちを含む）の確保措置に関する事。 11 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会への医療救護の実施要請に関する事。 12 健康管理に関する事。 13 医薬品、衛生材料の確保、配分に関する事。 14 毒物、劇物の保安対策に関する事。 15 防疫に関する事。 16 死体の検案及びこれに必要な措置に関する事。
商工労働部	1 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 火薬類の保安対策に関する事。 3 中小企業の被害調査、応急復旧及び金融対策に関する事。 4 生活物資の確保、復興復旧資材の安定供給の要請に関する事。 5 鉄道輸送確保等についての要請に関する事。 6 失業者の就職支援に関する事。 7 被災地の復興に必要な労務の確保に関する事。 8 電力の安定供給についての要請に関する事。
農林水産部	1 農林水産業関係の被害状況の調査及び取りまとめ並びに応急対策実施に関する事。 2 災害用主食の調達に関する事。 3 農業用施設の水防、応急復旧に関する事。 4 農地・農業用施設の整備及び災害防止対策に関する事。 5 家畜の管理、防疫に関する事。 6 金融対策に関する事。 7 応急仮設住宅用木材の確保に関する事。 8 治山施設の整備及び災害防止対策に関する事。 9 漁港、海岸保全施設の被害状況の取りまとめに関する事。 10 災害対策用船舶（取締船・調査船・漁船）の確保及び確保のあっせんに関する事。 11 災害救助用鮮魚類及び冷蔵食品の確保措置に関する事。 12 漁港関係施設の整備及び災害防止対策に関する事。 13 漁港関係施設の応急復旧に関する事。
土木建築部	1 公共土木施設（国土交通省所管）の被害状況の取りまとめに関する事。 2 河川、海岸保全、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の整備及び災害防止対策に関する事。

機関の名称	事務または業務の大綱
	3 港湾、空港施設の整備及び災害防止対策に関すること。 4 道路、橋梁、公園、下水道施設等の整備及び災害防止対策に関すること。 5 被災公共土木施設の応急復旧に関すること。 6 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること。 7 応急仮設住宅の建設に関すること。 8 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関すること。 9 公営住宅の被災状況調査及び応急復旧に関すること。 10 宅地開発に伴う防災に関すること。 11 警察と連携した緊急輸送路の確保に関すること。 12 応急復旧に必要な資機材の調達、確保並びに建設業者等の連絡調整に関すること。
企 業 局	1 県営電力施設の整備及び災害防止対策に関すること。 2 工業用水道施設の整備及び災害防止対策に関すること。 3 被災施設の応急復旧に関すること。
会 計 管 理 局	1 食料、飲料水、医薬品及び生活必需品を除く生活物資の調達に関すること。 2 応急復旧に必要な輸送車両の調達及び緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。 3 応急救助に要する経費、義援金及び災害救助基金の出納に関すること。
教 育 庁	1 文教施設の被害状況の取りまとめに関すること。 2 文教施設の整備及び災害防止対策に関すること。 3 被災文教施設の応急復旧に関すること。 4 児童生徒の避難措置、応急救護に関すること。 5 応急教育の実施に関すること。 6 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関すること。 7 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関すること。 8 避難所の設営及び避難者の救援活動への協力に関すること。 9 文化財の防災対策及び復旧に関すること。
各種委員会事務局 監査委員事務局 県議会事務局	1 各事務局の災害対策関連事務の処理に関すること。 2 他部の応援に関すること。
警 察 本 部	1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 2 被災者の救出救護に関すること。 3 避難の指示及び誘導に関すること。 4 緊急交通路の確保に関すること。 5 信号機等交通安全施設の保全に関すること。 6 遺体の検視に関すること。 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序の維持等に関すること。 8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。 9 危険物等の大量流出時における防除活動に関すること。

第4項 県出先機関

機関の名称	事務または業務の大綱
柳井土木建築事務所	1 災害時における管内区域の県管理の道路及び橋梁等の応急対策に関すること。 2 管内区域の県管理の道路及び橋梁、河川、及び砂防施設の被害調査及び災害復旧に関すること。

機関の名称	事務または業務の大綱
	3 海岸保全施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
柳井農林事務所 農村整備部	災害時における管内区域の県管理の農業道路及び水利施設等の応急対策、被害調査及び災害復旧に関すること。
柳井健康福祉センター 保健環境部 (柳井環境保健所)	1 被災地における食品衛生及び環境衛生（ごみ、がれき処理、清掃）に関すること。 2 給水の確保、あっせんに関すること。 3 保健、防疫に関して市町の指導及び応援に関すること。 4 医薬品及び衛生器材の確保、配分に関すること。 5 医療施設に係る被害状況の調査報告に関すること。 6 医療に関して市町の指導及び応援に関すること。 7 被災者の救助、医療救護に関すること。 8 地区医師会、医療機関との連絡調整及び県本部との間の調整に関すること。 9 被災者の健康管理、保健相談に関すること。 10 毒物、劇物等の保安対策の指導、応急対策に関すること。
柳井健康福祉センター	1 一般被災関係及び社会福祉施設の被害状況の調査報告に関すること。 2 災害救助関係機関との連絡調整に関すること。 3 災害救助法に基づく救助の実施に関すること。 4 市町の救助業務の指導及び連絡調整に関すること。 5 救援物資の現地配分、配送に関すること。
柑きつ振興センター	災害時における管内区域の柑橘等の応急対策、被害調査、災害復旧に関すること。
柳井農林事務所森林部	治山・林道施設等の被害状況の調査、応急復旧に関すること。
柳井農林事務所農業部	農産物の応急対策及び被害調査に関すること。
東部家畜保健衛生所	災害時における家畜伝染病対策に関すること。
柳井水産事務所	水産関係施設等の防災に関すること。

第5項 警察

機関の名称	事務または業務の大綱
山口県警察本部 (柳井警察署)	1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 2 被災者の救出救護に関すること。 3 避難の指示及び誘導に関すること。 4 緊急交通路の確保に関すること。 5 信号機等交通安全施設の保全に関すること。 6 遺体の検視に関すること。 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序等に関すること。 8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。 9 危険物等の大量流出時における防除活動に関すること。

第6項 自衛隊

機関の名称	事務または業務の大綱
陸上自衛隊 (第17普通科連隊)	1 災害派遣の準備に関すること。 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集。 (2) 災害派遣計画の作成。 (3) 防災に関する教育訓練の実施。 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施

機関の名称	事務または業務の大綱
	(2) 災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸与または譲与

第7項 指定公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
日本赤十字社 山口県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関すること。 2 輸血用血液の確保、供給に関すること。 3 被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関すること。 4 地方公共団体以外の団体または個人が行う救助に関する自発的協力の連絡調整に関すること。 5 義援金の受入れ・配分に関すること。
日本放送協会 (山口放送局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。 2 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関すること。 3 放送施設、設備の整備保守管理に関すること。
西日本電信電話株式会社 (山口支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
株式会社NTTドコモ (中国支社山口支店) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
日本通運株式会社 (周南支店柳井営業所) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	<p>災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。</p>
中国電力株式会社 (柳井営業所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関すること。 2 被災施設、設備の応急復旧に関すること。
日本郵便株式会社 (郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便物の送達の確保及び郵便窓口業務の維持に関すること。 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除に関すること。 3 かんぽ生命保険業務の非常取扱いに関すること。 4 利用者の誘導避難に関すること。

第8項 指定地方公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
一般社団法人 山口県医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。
公益社団法人 山口県看護協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。
一般社団法人 山口県 トラック協会	<p>災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。</p>
公益社団法人	<ol style="list-style-type: none"> 1 旅客の安全確保に関すること。

機関の名称	事務 または 業務 の 大 綱
山口県バス協会 サンデン交通株式会社 防長交通株式会社 平生営業所	2 避難者、救助物資の輸送の協力に関する事 3 輸送施設、設備の防災対策及び復旧に関する事
山口放送株式会社 テレビ山口株式会社 株式会社 エフエム山口 山口朝日放送株式会社	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関する事 2 災害時における広報活動及び被害情報の速報に関する事 3 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関する事 4 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関する事

第9項 公共的団体

機関の名称	事務 または 業務 の 大 綱
山口大島農業協同組合	被災時における融資の斡旋及び資金の導入並びに生産資材及び生活用物資等の確保、協力に関する事
周防大島町商工会	生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事
山口県東部森林組合 柳井支所	林業防災及び災害対策用木材等の確保、協力に関する事
漁業協同組合	被災時における融資の斡旋及び資金の導入並びに生産資材及び生活用物資等の確保、協力に関する事
周防大島町社会福祉協議会 婦人会	1 町が行う避難及び応急対策への協力に関する事 2 被災者の保護及び救援物資の支給に関する事
大島郡医師会 大島郡歯科医師会 柳井薬剤師会	1 救急医療及び助産活動に関する事 2 負傷者の収容並びに看護に関する事

第10項 住民・事業所のとるべき措置

機関の名称	とるべき措置
住 民	1 災害を防止するため相互に協力するとともに、各々で実施可能な防災対策を講じること。 2 町及び県が行う防災事業に協力するよう努めること。
防災上重要な施設の管理者	1 病院、スーパー、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者 (1) 所管施設の防災対策及び被災施設の応急対策に関する事。 (2) 利用者の避難の誘導、安全対策の実施に関する事。 2 石油類、LPガス類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理または取扱いを行う施設の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関する事。 (2) 施設周辺の住民に対する安全対策の実施に関する事。 3 社会福祉施設、学校等の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の復旧に関する事。 (2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関する事。
その他の企業	町及び県等が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を図るため、概ね次の事項を実施するものとする。 1 施設利用者及び従業員に対する避難誘導、安全対策の実施

機関の名称	とるべき措置
	2 従業員に対する防災教育訓練の実施 3 防災組織体制の整備 4 施設の防災対策及び応急対策の実施 5 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄

第2章 町土と災害環境

第1節 町土の概況

第1項 地勢

1 地勢

本町は山口県の東南部にあって、瀬戸内海の防予諸島の西に位置し、東側には伊予灘を隔てて愛媛県、南側には柳井市平郡島を隔てて周防灘が広がり、北側には広島湾に面し、岩国航空基地は前島から約13kmの位置にある。

本町は本土と大島大橋で結ばれた屋代島及び有人離島前島、笠佐島、情島、浮島からなっている。屋代島の中央部には文珠山662m、嘉納山684m、嵩山618mの三つの山が覆い被さり、多くの部分が山岳部、丘陵部が占め海岸線まで迫っているところが多く、平坦地が少ない。

また、町内には宮崎川、屋代川、三蒲川、宮川などの二級河川があり、多くは急流の小河川であるが、河口が広がる屋代川上流には洪水調整のための屋代ダムが整備されている。

2 周防大島町の地質

(1) 地質

本町の地質は、大部分が領家花崗岩であり、部分的に領家変成岩、瀬戸内火山岩が分布する。広く分布する領家花崗岩は、中生代白亜紀の溶岩が地下で固結したもので、新鮮部は硬質であるが、斜面では表層が風化し緩いマサ（マサ土）となっている箇所が多い。また新鮮部でも割れ目が発達すると岩塊として分離し易い特徴がある。領家変成岩は、中生代ジュラ紀の地層がその後地下で変成作用（再結晶）を受けたもので、縞状片麻岩と雲母片岩からなる。分布は、縞状片麻岩が屋代島の西側の家房～秋などである。領家変成岩は、面が重なる構造を持ち、この面に沿って岩塊が分離することがある。

瀬戸内火山岩は、新生代新第三紀中新世に、火山活動で地表に噴出した溶岩が固結した安山岩、流紋岩、凝灰岩で、分布は、屋代島の西側の頂海山～馬の背、嘉納山、南側の伊崎山～佐連山などの山頂部周辺である。

(2) 災害との関連

本町全域で、斜面には花崗岩の風化岩やマサ土が分布する箇所が多く、背後から地下水が豊富に供給される急斜面では地すべりや崩壊が発生しやすい。戸田、頂海山北側、大積～小積などでは、地すべり地形が多く分布しており注意が必要である。

屋代川周辺では、明治などの過去にも豪雨時に洪水や土石流などの大きな災害が発生している。近年は、全国的に局所的な豪雨が増加しており、屋代川周辺や嵩山周辺などの斜面の規模が大きく、下方に家屋や施設が集中する箇所では、豪雨時に土石流や洪水へ注意が必要である。

第2項 社会環境

1 人口

本町の人口は、昭和20年以降減少傾向が続いており、平成27年（国勢調査、速報集計）の人口は、17,203人であり、平成22年から1,881人減少した。

また、65歳以上の割合が増加傾向にあり、平成22年には47.7%と全国平均23.0%に比べて著しく高く、全国でも有数の高齢化地域となっている。

世帯数は、昭和55年に11,830世帯、一世帯当たり人員2.71人であったものが、少子化現象、核家族化の進展等の影響により、平成27年には8,040世帯、一世帯当たり人員2.14人となっており、今後もこの傾向は続くものと予想される。

また、一人暮らし高齢者や障害者など何らかの援護等を必要とする要配慮者が今後も増加することが予想され、防災面からも対策の推進を図る必要がある。

年	人口（人）	増加		世帯数	一世帯当たり人員（人）	65歳以上		
		数（人）	率（%）			人口（人）	割合（%）	全国割合（%）
昭和55年	32,021	—	—	11,830	2.71	7,767	24.3	9.1
60年	29,749	△2,272	△7.1	11,687	2.55	8,234	27.7	10.3
平成2年	27,119	△2,630	△8.8	11,202	2.42	9,007	33.2	12.0
7年	24,795	△2,324	△8.6	10,701	2.32	9,680	39.0	14.5
12年	23,013	△1,782	△7.2	10,217	2.25	9,774	42.5	17.5
17年	21,392	△1,621	△7.0	9,578	2.23	9,502	44.4	20.1
22年	19,084	△2,308	△10.8	8,786	2.17	9,101	47.7	23.0
27年	17,203	△1,881	△9.9	8,040	2.14	—	—	—

注：△は減少

注：平成27年は、「平成27年国勢調査 人口速報集計（要計表による人口集計）結果」（総務省統計局、平成28年2月26日公表）。

2 交通

(1) 道路

本町の道路網は、島の北側を東西に走る国道437号、島の南側で西半分を走る県道大島環状線、橘地域・東和地域を結ぶ県道橘東和線からなる幹線道路と、山岳地帯の山腹を走るオレンジロード、そして、それらを結ぶ町道から構成され、交通基盤として極めて重要な役割を担っている。

国道437号は、一部未改良区間があるものの、近隣市町や山陽自動車道へのアクセス道路としての重要な役割を担っている。

県道大島環状線、同大島橘線、同橘東和線は、狭隘で曲がりくねっているところが多く、交通危険箇所となり、また、住宅密集地においては狭く混雑の原因となっている。

町道については、まだ道幅が狭く、緊急車両の入れない未整備箇所がある。農林道については、広域農道、一般農道等の基幹農道は順次整備されつつあるが、これらへの連絡道は未整備のところが多い。

(2) 公共交通

ア 航路

離島前島、笠佐島、情島、浮島と屋代島との間は、町営渡船等で結ばれている。前島には1日3便、笠佐島には1日3便、情島には1日5便、浮島には1日4便往復し、一般島民を始め、中・高校生、保育園児童の通園・通学に利用されるほか、生活物資の搬送にも欠

くことのできない重要な生活航路となっている。

また、伊保田港を寄港地として、柳井港と三津浜港間をフェリーが4往復している。

イ バス

町内の交通機関は、防長交通（大島本線、大島線）、町営バス（スクールバス白木線）、奥畑線乗合タクシーの4つの路線があり、日常生活及び通勤、通学及び通院に欠くことのできない役割を果たしている。

第2節 気象と自然災害

第1項 気象の概要

1 気象の特徴

本町の気候は、温暖小雨の瀬戸内海型の典型である。

しかし、東西は約30km、南北約18kmにわたり、東部、西部と南部、北部では、降水量、風向、風速、台風襲来、日照など気象等の特性に地域差が見られる。

2 気候

気象庁（安下庄観測所）によると、年平均気温は15.8℃（昭和52年～平成26年の平均）で、同期間の県平均15.4℃と比べほぼ変わらない。年間降水量は1,714mm（昭和52年～平成26年の平均）と、同期間の県平均1,881mmを下回る。夏冬ともに雨が少なく、冬は暖かく積雪はまれで、瀬戸内海の典型的な気候である。

第2項 台風

台風は、海水温が低い場所や陸地などでは衰弱する。このため、台風が山口県に影響する場合には、九州や四国に上陸した後に弱まって接近することが多く、九州各県などに比べれば台風による被害は少ないといえる。

しかし、勢力の強い台風が、九州の西海上を衰弱することなく北上して、対馬海峡を通過したときや長崎県に上陸した後北東に進んだ場合には、山口県でも大きな被害が発生している。

また、豊後水道を経て、県を横断する時は風が強く、塩害も大きく、農作物や建造物の被害も大である。

最近では、平成3年9月27日の台風19号によって、高潮などで多大な被害が発生した。また、平成16年9月7日の台風18号では、瀬戸内海沿岸で多大な被害が生じ、住家被害やライフライン被害が発生したほか、道路、漁港・港湾施設、農作物や漁船等にも大きな被害を被った。

第3項 大雨

大雨による被害は、集中豪雨で起きることが多い。豪雨は、組織的な積乱雲の塊が1か所に留まり、持続したときに起きる。積乱雲の一つの寿命はせいぜい30分から1時間程度であるが、先に述べた豪雨の場合には、衰退した端から新しい積乱雲が発生する雲組織が出来ている。このような雲システムは梅雨前線付近や低気圧、台風、太平洋高気圧の周辺部などで発生しやすい。特に梅雨前線が停滞したり、南北に小刻みに振動したりすると大雨になりやすい。

大雨による被害は、災害の発生形態によって洪水害、浸水害、山・がけ崩れ害、土石流

害、地すべり害、強雨害等に分類されている。

近年、集中豪雨が多発しており、平成4年7月、平成17年7月の豪雨では床下浸水は勿論のこと、がけ崩れによる家屋被害を被っている。また、海岸に面した山際に添って走る県道ではがけ崩れ・土石流による崩土・崩落で集落の孤立状態が発生した。

第4項 大雪

瀬戸内海側では、県の背梁の山岳の影響により晴れることが多い。しかし、寒気の吹き出しが強い場合には、日本海で発生した雲が山岳を越えて瀬戸内海側に流れてくることがしばしばある。また、冬に九州南岸を低気圧が通過するような場合は、瀬戸内側でも、まとまった積雪になることがある。

本町では積雪は多くない。

第3節 高潮災害

山口県で広域的に多数の市町で被害が発生し、多くの人的・物的被害をもたらす災害は、大別すると、地震及び津波災害のほかには、周防高潮と呼ばれる県の地勢的特性から大きな被害をもたらす高潮災害であると考えられる。

県が平成3年台風19号を想定して行った高潮のシミュレーション結果をもとに、本町が作成した高潮・洪水ハザードマップでは、町域の沿岸部では2.0～5.0m未満の高潮による浸水を想定している。

第4節 事故災害

近年の社会、産業の高度化、複雑化、多様化を背景として、高度な交通、輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大及びトンネル、橋梁などの道路構造の大規模化に伴い、海上災害、航空災害、危険物等災害、大規模な火災、林野火災などの事故による被害（事故災害）についても一層の充実強化が求められている。

また、本町の特異な条件として、岩国航空基地を控えており過去に米海兵隊・自衛隊航空機による事故が発生している。